

大和市条例第6号

大和市勤労福祉会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第6号

大和市勤労福祉会館条例を廃止する条例

大和市勤労福祉会館条例（昭和58年大和市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。